



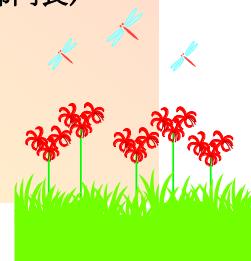
【三烈星雲(M20), 干潟星雲(M8)】

銀河の中心方向, 天の川の一番濃い領域付近 (射手座の西側) にある散光星雲です。

上側が三烈星雲 (3つに裂かれたみたいに見えることから), 下側の大きい方が干潟星雲 (ラグーンのように見えることから) です。

(撮影日:2013/07/09, φ76mm 屈折望遠鏡で撮影)

撮影者: 三須幸一郎(知財部門長)



9月の特許相談会

※今月は鳥取地区のみで開催されます。相談をご希望の方は予約をお願いします。

【鳥取地区】

相談員: 滝本智之弁理士 (電気・機械関係他)
日 時: 9月9日 (月) 13:30より
場 所: 産学・地域連携推進機構 2階 会議室

相談員: 富田憲史弁理士 (医獣・バイオ関係他)
日 時: 9月10日 (火) 13:30より
場 所: 産学・地域連携推進機構 2階 会議室

【目 次】

9月の特許相談会	1
【お知らせ】 Bio Japan 2013 に出展します	2
【報 告】 英文契約セミナー参加	3
【中間報告】 知的財産インターンシップが始まりました	
ひとつこと用語集「意匠」とは	4

バイオビジネスにおけるアジア最大イベント Bio Japan に出展!



* Bio Japan 2013 *

日時：2013年10月9日（水）～11日（金） 10：00～17：00

場所：パシフィコ横浜

主催：BioJapan 組織委員会

出展内容

小間番号：D704

出展者：鳥取大学 三浦 典正 准教授（医学部）

テーマ：癌の正常細胞化を誘導する活性分子の生体応用

プレゼンテーション：10月10日（木）12：10～12：40

発表内容

当該核酸分子は癌細胞の増殖抑制ではなく、幹性誘導を経て、脱メチル化および P53 の高発現により、癌細胞を良性細胞や正常細胞に転換させる特徴を持つ。癌幹細胞を含む低分化や未分化な癌細胞の方が、感受性が高いため、一般の化学療法や手術の後に残った癌幹細胞に有効である。「癌細胞はおおもとの正常細胞には戻れない」、それが常識であった。しかしこの概念はもはや有効ではないと考えられる。

本案件は、平成25年度JST知財活用促進ハイウェイに採択されました。

課題採択名「次世代 i P S 細胞作製技術の動物レベルでの安全性の検証」

試験研究実施責任者：三浦典正（医学部 病態解析医学講座 薬物治療学分野 准教授）

技術移転調査実施責任者：三須幸一郎（産学・地域連携推進機構 知的財産管理運用部門長）

知財活用促進ハイウェイ とは？



投資機関などと連携しつつ、大学や公的研究機関などが保有する未利用特許の活用を促進し、大学などによる研究成果の実用化・社会への還元を加速させ、これにより社会経済、科学技術の発展および国民生活の向上に資することを目的とする特許活用事業。



本発表及びイベントにご興味のある方は、展示会招待状を送付させていただきます。>>>>
知財部門までご連絡お願い致します。

知的財産管理運用部門
Email : chizai@adm.tottori-u.ac.jp
TEL : 0857-31-6000

報告

広島大学 英文契約書研修会に出席しました

研究者や事務職員のための（分かりやすい）契約セミナー

日時：平成25年8月8日（木）10:00～17:00

場所：ホテルグランヴィア広島 3階 天平の間



本学でも海外の研究機関や企業との英文による契約書が増加する傾向にあります。広島大学では、英文契約書の理解、作成方法等に関して、数回にわたり研修会を実施しています。今回、秘密保持に関する英文契約書について、弁護士の永島孝明先生を講師として契約内容に関する解説及び注意点などの説明がありました。知財部門では、引き続き、このような研修会に参加し、国際展開に関する最新の情報を収集し、海外の研究機関や企業との連携、技術移転を支援していく予定です。

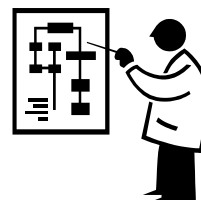
中間報告

知的財産インターンシップが始まりました！

8月20日（火）から今年度の「知的財産インターンシップ」が始まりました。これは、学生、教職員等を対象にして、特許等の知的財産権について理解を深め、これを研究開発や製品開発等へ役立てられる人材を育成するため、毎年この時期に実施しているものです。

初日の8月20日は、学生・教職員から合計7名が参加し、滝本特許事務所・滝本智之弁理士による知的財産制度の講義と先行技術調査実習を行いました。8月23日からは、滝本弁理士の指導の下に、各実習者自身のアイデアに基づいて特許等の明細書の書き方を学ぶ発明実習（3日間コース）が始まり、学生2名、教員2名が参加しています。それぞれの実習者は、日用品や研究に関するアイデアについて、先行技術調査や発明を文章や図としてまとめる実習を行っています。

9月下旬には、青山特許事務所（大阪）で実際に弁理士事務所の業務に3日間携わる実務実習が予定されています。この実習には、学生2名、教員1名が参加する予定です。



意匠

意匠権は、物品の形態や色彩など、一見して識別できる物品の概観を模倣などから保護する権利です。意匠制度は、新しく創作した意匠を創作者の財産として保護する一方、その利用も図ることを定めて、これにより意匠の創作を奨励し、産業の発達に対する寄与を目的としています。保護期間は、出願から20年。特許庁の審査官により、意匠出願は下記要件を審査され、要件が満たされていれば、意匠権が登録されます。

審査内容

- ① 今までにない新しい意匠であるか（新規性）
- ② 容易に創作をすることができたものでないか（創作非容易性）
- ③ 先に出願された意匠の一部と同一又は類似でないか
- ④ 意匠登録を受けることができない意匠ではないか（不登録事由）
- ⑤ 一つの出願に複数の意匠が表されていないか（一意匠一出願）
- ⑥ 他人よりも早く出願したか（先願）

参考：特許庁ホームページ

8月の件数

知財部門による特許相談件数・・・5件

定例特許相談会の件数

富田憲史 弁理士(医獣・バイオ関係他)・・・4件

発明審査委員会の件数・・・2件

*** 編集後記 ***

最近やっと涼しくなってきましたね！エアコンを点けずに過ごせています。昨年は、ずっと暑い時期が続き、気がつけば寒い季節になっていたように思います…。秋といえば、紅葉ですね！まだまだ先ですが、楽しみです。

*** 特許等の相談 ***

相談員：三須 幸一郎（部門長・教授）TEL：0857-31-6000（直通）
（又は内線 2765）

山岸 大輔（副部門長・助教）TEL：0857-31-6094（直通）
（又は内線 4072）

場所：産学・地域連携推進機構 2F 知的財産管理運用部門
E-mail アドレス：chizai@adm.tottori-u.ac.jp
FAX 専用：0857-31-5474（又は内線 2771）

産学・地域連携推進機構 HP：<http://www.cjrd.tottori-u.ac.jp/>

*** 刊行物 ***
知財部門ニュース
み・ん・なのニュース 9月号
<78号>（通番 107号）
2013年9月1日発行
編集・著作：
知的財産管理運用部門
発行：鳥取大学
産学・地域連携推進機構